



## 「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」が成立し一時金支給の請求受付を開始しました

標記法律の施行に基づき、旧優生保護法に基づく優生手術を受けた方に対して、国において一時金をお支払いするため、県庁保健・疾病対策課において請求受付事務を開始しました。

国では、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた方に対して、一時金を支給しますが、都道府県が受付窓口となっております。

長野県内での受付窓口は、長野県庁保健・疾病対策課となります。

### ○ 長野県の一時金請求・相談等窓口

長野県庁 健康福祉部 保健・疾病対策課 母子・歯科保健係

- 受付時間 8：30～17：15（月曜日から金曜日。土日祝日、年末年始を除く。）
- 所在地 〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県庁 健康福祉部 保健・疾病対策課 母子・歯科保健係（本館4階）
- 電話 026-235-7143（専用）
- FAX 026-235-7170
- E-mail [boshi-shika@pref.nagano.lg.jp](mailto:boshi-shika@pref.nagano.lg.jp)

- ・ 請求書を上記に郵送または持参により提出してください。
- ・ 請求書は、下記からダウンロードしてください。また、郵送を希望される方は、上記まで電話か E-mail 等にて請求してください。  
<https://www.pref.nagano.lg.jp/hoken-shippei/boshishika/youuseisoudan.html>
- ・ 上記窓口では、請求に係る相談等も行っています。ご不明の点などがございましたら、ご連絡ください。

### ○ そのほか、生活上の支援を実施します

- ・ 生活上の悩みや相談について、当事者毎に担当者を決めて支援いたします。
- ・ 福祉サービスの利用、施設への入所の調整等を行います。

＼国内最大級の花と緑のイベント 信州初開催／



第36回全国都市緑化信州フェア  
**信州花フェスタ2019**  
～北アルプスの贈りもの～

2019年4月25日（木）～6月16日（日）

メイン会場 長野県松本平広域公園

サブ会場 国営アルプスあづみの公園(堀金・穂高地区/大町・松川地区)

長野県烏川渓谷緑地

健康福祉部 保健・疾病対策課
母子・歯科保健係
（課長）徳本 史郎（担当）酒井 和幸
電話 026-235-7141（直通）
026-232-0111（代表）内線 2662
FAX 026-235-7170
E-mail <a href="mailto:boshi-shika@pref.nagano.lg.jp">boshi-shika@pref.nagano.lg.jp</a>